

大町市文化会館・勤労者福祉施設減免申請書

使用料減免についてご理解とご協力を

会館使用者の皆様から会館維持費の一部として使用料をいただいております。会館の利用にあたって、公益上の必要があると認められるときには、使用料の一部または全部を減免することができます。

使用料を減免することは、利用者に代わって市が使用料を負担することになりますので、使用の目的が公益に資することが明確になっていなければなりません。申請にあたっては、趣旨を十分に理解いただき申請書を提出してください。

入力上の注意

1. 太枠線内のみ入力してください。
2. 使用料減免申請書・使用料減免承認書をすべて印刷して提出してください。
なお、メールでの提出も可能です。
3. 「利用の手引き」を参照してください。

下記を参考に入力してください。

- 減免を受けようとする場合は、必ず文化会館にご相談ください。
- 〔申請者〕〔使用責任者〕〔使用日時〕〔催事名称〕は使用許可申請書と同じ内容を記載してください。
- 〔減免申請する理由〕は、詳細に入力してください。また、その理由を証する書類（開催要項、企画書、収支予算書等）を添付してください。
- この申請による決定に不服がある場合は、その決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

大町市文化会館

〒398-0002 長野県大町市大町 1601-2
TEL：0261-22-9988 FAX：0261-22-9849
E-mail bunka@city.omachi.nagano.jp